

2016年4月20日

**同性パートナーの死亡保険金受取人指定を可能に
～ ダイバーシティ&インクルージョン(多様性とその受容)の取組みの一環 ～**

AIG 富士生命保険株式会社（代表取締役社長兼 CEO 友野紀夫、以下 AIG 富士生命）は、2016年5月16日より、同性のパートナー^(*1)を死亡保険金受取人に指定することを可能とする取り扱いを開始します。^(*2)

当社では、これまで死亡保険金受取人は親族等を指定いただくことを原則としていましたが、このたび、その指定範囲を拡大し、一定の条件を満たした場合、同性パートナーを受取人に指定する取り扱いを可能とします。その際は、戸籍上の配偶者有無、被保険者と受取人の関係、同居の実態などを事前に確認させていただき、所定の書類をご提出いただきます。

AIG 富士生命は、日本における AIG グループとともに、ダイバーシティ&インクルージョン(多様性とその受容)を尊重し、ご要望にお応えできるよう取り組むことで、お客さまに選ばれ続ける保険会社を目指してまいります。

(*1) 男女の婚姻関係と異なる程度の実質を備える、戸籍上の性別が同一である社会生活関係の相手方を「同性パートナー」と表記しています。

(*2) 保険のご加入については、お客さまの健康状態に関する告知や診査等の結果により、お引き受けできない場合や特別な条件を付けてお引き受けする場合があります。

以上